

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令案に関する意見募集の結果について

令和8年9月4日
厚生労働省
年金局年金課

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令案について、令和8年4月27日（月）から同年5月26日（火）まで御意見を募集したところ、3件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見とそれに対する考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見	御意見に対する厚生労働省の考え方
1	還付金に利息を付すべき。	保険料調整制度は、納入告知した保険料を納付期限までに納付した場合に、当該保険料について徴収を行うことを要しなかったとみなす制度であり、徴収を行うことを要しなかったものとみなされた保険料（保険料調整額）については、原則として将来発生する保険料へ充当されることとなり、保険料が発生しない等の理由により充当ができない場合にのみ、還付が行われることとなります。 本制度は、一度保険料を納付いただいたことを要件として、事業主が追加負担した保険料の一部を制度的に支

		援することにより、短時間被保険者の負担を軽減する制度であるため、利息を付すこととはしていません。
2	事業主が支援した保険料は保険者が支援するのか。 その場合、通常に保険料を支払っている事業主との公平性に欠けるのではないか。 また、保険者が行う事務処理が煩雑にならないかが懸念される。	保険料調整制度により、新たに適用拡大の対象となる事業所で働く方々が、就業調整を行わず、労働時間を延ばすことを可能にすることで、被用者保険への加入が促進され、ひいては制度全体の持続可能性の向上につながることから、その財源を被用者保険制度の中で賄うこととしています。 また、保険料調整制度は、令和7年年金制度改正法による適用拡大の経過措置であるため、その対象となる比較的小規模な企業に対象を限定することは一定の合理性があると考えています。 なお、健康保険組合等の保険者の皆様が保険料調整制度の実務を行われるにあたり、本制度に過度に不安を感じることはないよう、円滑な実施に向けて、本制度の意義・趣旨も含め、現場の皆様と丁寧にコミュニケーションを取っていきたいと考えています。
3	保険料調整制度については、事業主が追加負担した分の保険料を制度全体で支援することとされているが、健康保険組合における事務の取扱いを規定するにあたっては、実務上の多大な負担が生じることのないように配慮をお願いしたい。	健康保険組合の皆様が保険料調整制度の実務を行われるにあたり、本制度に過度に不安を感じることはないよう、円滑な実施に向けて、本制度の意義・趣旨も含め、現場の皆様と丁寧にコミュニケーションを取っていきたいと考えています。

※上記のほか、3件の今回の意見募集に関係ない御意見をいただきました。